

○新座市認可外保育施設指導監督要綱

平成13年8月23日

告示第193号

改正 令和3年6月30日告示第296号

(趣旨)

第1条 この告示は、知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年埼玉県条例第61号）によって本市が処理する児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に基づく事務のうち、認可外保育施設に対する指導、監督等の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、認可外保育施設とは、法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業又は第39条第1項に規定する事業を目的とする施設であって、法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下この条において「認定こども園法」という。）第17条第1項の認可を受けていないもの（法第58条の規定により保育所若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。）をいう。

(届出)

第3条 法第59条の2第1項の規定による事業開始の届出は、認可外保育施設設置届により行うものとする。

2 法第59条の2第2項の規定による届出事項の変更並びに事業の廃止及び休止の届出は、それぞれ認可外保育施設事業内容変更届及び認可外保育施設廃止・休止届により行うものとする。

(運営状況の報告等)

第4条 認可外保育施設の設置者又は管理者（以下「設置者等」という。）は、年1回、認可外保育施設調書の提出により施設の運営状況を市長に報告するものとする。

2 設置者等は、次の各号に掲げる場合は、速やかに当該各号に掲げる報告書に

より市長に報告しなければならない。

(1) 児童の死亡事故、重傷事故、食中毒事故等の重大な事故が生じた場合 事故報告書

(2) 1日当たり24時間かつ週のうちおおむね5日以上入所している児童がいる場合 長期滞在児報告書

3 市長は、毎年、前2項の規定による報告に係る事項その他認可外保育施設に関し児童の福祉のため必要と認める事項を取りまとめ、これを公表するものとする。

(立入調査)

第5条 市長は、法第59条第1項の規定により、年1回、認可外保育施設に市職員を立ち入らせ、児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等について調査させるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市長が必要と認めるときは、市職員を認可外保育施設に立ち入らせ、必要な調査をさせるものとする。

(指導)

第6条 前条に規定する調査の結果、別に定める認可外保育施設指導監督基準により、改善を要すると認められる場合は、当該設置者等に対して、必要な指導をするものとする。

2 前項の指導を受けた設置者等は、指導後の改善状況報告書により指導を受けた事項に係る改善の状況を市長に報告しなければならない。

(証明書の交付及び公表)

第7条 市長は、別に定める認可外保育施設指導監督基準を満たしていると認める施設の設置者等に対し、その旨を証明する証明書を交付するものとする。

2 前項の規定による証明書の交付を行った場合は、その旨を公表するものとする。

(勧告)

第8条 第6条の指導にもかかわらず改善が行われない場合又は児童の福祉のために市長が特に必要と認める場合は、法第59条第3項の規定により当該設置者等に対して、改善を行うよう勧告するものとする。

2 前項の勧告を受けた設置者等は、勧告後の改善状況報告書により勧告を受け

た事項に係る改善の状況を市長に報告しなければならない。

(利用者に対する周知及び公表)

第9条 前条の勧告にもかかわらず改善が行われず、かつ、改善の見通しが
ない場合は、当該勧告の内容及び改善が行われていない状況について、当該認可外
保育施設の利用者に対して周知するとともに、法第59条第4項の規定により
公表するものとする。

(命令及び公表)

第10条 第8条の勧告にもかかわらず改善が行われず、かつ、改善の見通しが
ない場合又は児童の福祉のために緊急を要し、改善の指導若しくは勧告を行う
暇がない場合において市長が特に必要と認めるときは、法第59条第5項の規
定に基づき、新座市子ども・子育て会議の意見を聴き、認可外保育施設につい
て、その事業の停止又は施設の閉鎖を命じるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急を
要する場合で、あらかじめ新座市子ども・子育て会議の意見を聴くいとまがな
いときは、法第59条第6項の規定により当該手続を経ないで前項の命令をす
るものとする。

3 前2項の規定による命令を行った場合は、その旨を公表することができる。

(令3告示296・一部改正)

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、様式の作成その他の認可外保育施設に
対する指導及び監督に関し必要な事項は、こども未来部長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (平成15年告示第114号)

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年告示第227号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (平成21年告示第123号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年告示第256号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成29年告示第507号）

この告示は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（令和3年告示第296号）

この告示は、令和3年7月1日から施行する。